

山陽小野田市体育振興旅費補助金交付要綱

平成17年 3月22日制定

平成19年 4月 1日改正

令和2年 4月 1日改正

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市外の大会に出場する市民等に対して交付する旅費の補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 旅費補助の対象者は、本市に在住・在学及び在職する個人又は所在する団体で、次に掲げる対象者の区分に応じ、本市を含む地域を対象として行う予選会又は選考を経て、県・市を代表として出場資格を得た者とする。団体にあつては、大会要項に定められた人数（小学生については、1団体につき1人の指導者を加えた人数）を限度とする。ただし、市長が体育振興上特に必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 小学生・中学生 国民体育大会、全国大会、中国大会（同規模以上の地方大会を含む）、県大会

(2) 高校生・大学生 国民体育大会、全国大会

(3) 一 般 国民体育大会、全国大会

2 前項の大会は、次の各号に該当する大会でなければ補助の対象にしない。

(1) 国又は地方公共団体が主催又は共催する大会

(2) (財)日本スポーツ協会又は同協会加盟団体が主催又は共催する大会

(3) スポーツ少年団又は小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟若しくは高等学校野球連盟が主催する大会

(4) その他市長が適当と認める大会

(補助額)

第3条 市長は、毎年度予算の範囲内において、対象者に対し次の各号に定める額を補助する。

ただし、主催団体の助成がある場合は、その額を控除するものとする。

(1) 個人 5,000円以内

(2) 団体 50,000円以内

2 前項に規定する額が、山陽小野田市職員等の旅費に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第53条）の規定額を超えるときは規定額とし、団体の場合は、10名に満たない場合は人数に5,000円を乗じた金額を限度とする。

3 前条各号に規定する場合のほか、市長が体育振興上特に必要があると認めるときは、同上各号の規定を勘案して市長が定める額を補助することができる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により交付決定を行い、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた者は、大会終了後、大会参加実績報告書（別記第3号様式）により、市長に報告をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日において、合併前の小野田市体育振興旅費補助金交付要綱（平成7年制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の決定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

<別記第1号様式>

年 月 日

山 陽 小 野 田 市 長 あて

申請者 住所

氏名

(印)

連絡先

補 助 金 交 付 申 請 書

山陽小野田市体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
- 2 大会名
- 3 開催期日
- 4 大会会場
- 5 その他（予選会の実施要項等及び成績が確認できる書類、補助対象大会の実施要項等、出場者（住所・氏名・ふりがな・学校名学年等）等）

補助金交付明細書

< 経 費 >

項 目		予 算 額	備 考
J R 運 賃	普通運賃		
	急行・特急料金		
そ の 他 旅 費			
合 計			

< 補助金 >

項 目		金 額	備 考
補助金			
合 計			

<別記第2号様式>

年(年) 月 日

様

山陽小野田市長

(印)

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山陽小野田市体育振興旅費補助
金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金額

(大 会 名)

<別記第3号様式>

年 月 日

山陽小野田市長あて

報告者 住所

氏名

(印)

大会参加実績報告書

山陽小野田市体育振興旅費補助金交付要綱に基づき補助金を受けたので、
大会の結果及び実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金額
- 2 大会名
- 3 開催期日
- 4 大会会場
- 5 大会結果及び実績